○財務省告示第三百一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年八月三十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百五十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆六千二百三十億六千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千二百六十九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆六千二百三十一億二千四百一万三百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千二百六十九億五百九十七万六千六百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年八月三十一日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円一厘四毛

十二　償還期限　平成二十七年十一月三十日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十七年八月三十一日

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年8月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前田建材工業株式会社　前田　直之　栃木県さくら市卯の里2－19　国土交通大臣許可（般－24）第22529号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年7月7日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年8月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナプテスコサービス株式会社　小川　道雄　東京都品川区東五反田2－10－2　国土交通大臣許可（般－25）第20540号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年7月9日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年8月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　萩津　仁彦　茨城県水戸市千波町2770－5　国土交通大臣許可（般・特－22）第7813号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）